

町発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和の運用基準

(趣旨)

第1 吉田町建設工事執行規則（昭和50年吉田町規則第10号）第22条第3項ただし書及び吉田町建設工事請負契約約款第10条第3項ただし書に規定する現場代理人の工事現場への常駐義務の規定の適用を緩和する場合の運用は、この基準によるものとする。

(緩和の内容)

第2 発注者が現場代理人の兼務を認めた工事の場合、現場代理人の常駐義務を緩和し、当該工事の現場代理人が他の工事の現場代理人を兼ねることができるものとする。

(緩和措置の要件)

第3 緩和措置は、次に掲げる要件を全て満たす公共工事を対象とするものとし、発注者が入札公告・入札執行通知書等に、この基準に基づく対象工事である旨を明示するものとする。

項目	内容
(1) 請負代金額	町発注の工事1件の当初請負代金額が建設業法施行令第27条第1項に規定する専任の主任技術者を必要とする工事1件の金額未満の工事であること。
(2) 兼務工事件数	一人の現場代理人が同時期に担当できる工事は3工事までとする。
(3) 地理的要件等	工事現場間の距離が直線距離で10Km以内であり、かつ、移動時間が概ね20分以内であること。ただし、発注者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(緩和措置を認めない場合)

第4 次の各号のいずれかに該当する場合は、現場代理人の常駐義務の緩和を認めない。

- (1) 受注者が、過去2年以内に吉田町工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成12年吉田町要綱第12号）に基づく入札参加停止を受けたことがある場合
- (2) 過去2年以内に完成した町発注の工事において、工事成績評点が64点以下の工事がある場合
- (3) 町の低入札価格調査の結果に基づく落札決定により契約を締結した場合

(緩和措置の申請)

第5 受注者は、現場代理人の兼務配置を行おうとするときは、兼務しようとする工事に応じ、次の各号に掲げるとおり発注者に申請しなければならない。

(1) 町発注の工事間で兼任しようとする場合は、現場代理人の兼務申請書(様式1)を新たに受注した工事の発注担当課に提出すること。

(2) 町発注の工事と町以外の発注工事間で兼任しようとする場合は、現場代理人の兼務申請書に契約書の写し及び兼任しようとする工事の発注者が兼任を承認したことが明らかな書類(打ち合わせ記録簿の写し等)を添えて、工事の発注担当課に提出すること。

2 発注者は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに現場代理人の兼務承認通知書(様式2-1)又は現場代理人の兼務非承認通知書(様式2-2)により、受注者に通知するものとする。

3 受注者は、前項の現場代理人の兼務承認通知書により承認を受けた場合は、当該通知書の写しを兼務する他の工事の監督員に提出しなければならない。

(安全管理等への配慮)

第6 受注者は、現場代理人の兼務が認められた場合は、以下の事項を遵守し、安全管理等により一層配慮しなければならない。

(1) 現場代理人は、対象工事のいずれかに常駐するものとする。

(2) 現場代理人は、発注者及び工事現場との連絡を確実に行うことができる体制をとらなければならない。

(3) 現場代理人は、発注者が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応をしなければならない。

(緩和措置を取り消す場合)

第7 次の各号のいずれかに該当する場合は、現場代理人の常駐義務の緩和を取り消すものとし、現場代理人の兼務取消通知書(様式3)により、受注者に通知するものとする。

(1) 施工中の工事の安全管理体制等が良好でなく、緩和措置が適当でないと発注者が判断した場合

(2) その他、発注者が工事の状況等を考慮し、緩和措置が適当でないと判断した場合

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。

様式 1

現場代理人の兼務申請書

年 月 日

吉田町長

受注者

住 所

氏 名

㊞

次の工事に係る現場代理人を兼務配置したいので、申請します。

なお、工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に留意します。

現場代理人氏名	連 絡 先	
工事 1 (施工中の工事) 請負代金額 ¥	工事名	
	工事箇所	
	工期	年 月 日から 年 月 日まで
	発注機関・部署	
	担当監督員	
工事 2 (施工中の工事又は兼務する工事) 請負代金額 ¥	工事名	
	工事箇所	
	工期	年 月 日から 年 月 日まで
	発注機関・部署	
	担当監督員	
	工事現場間の所要時間 (直線距離)	工事 1 から 約 分 (km)
工事 3 (兼務する工事) 請負代金額 ¥	工事名	
	工事箇所	
	工期	年 月 日から 年 月 日まで
	発注機関・部署	
	担当監督員	
	工事現場間の所要時間 (直線距離)	工事 1 から 約 分 (km) 工事 2 から 約 分 (km)

※ 町以外の発注工事と兼任しようとする場合は、契約書の写し及び兼任しようとする工事の発注者が兼任を承認したことが明らかな書類 (打ち合わせ記録簿の写し等) を添付すること。

様式 2 - 1

現場代理人の兼務承認通知書

年 月 日

受注者 様

吉田町長 印

吉田町発注の下記工事に係る現場代理人を下記の条件を付して兼務配置を承認します。

なお、工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に一層留意願います。

1 承認する対象工事

現場代理人名	
工事名 (施工中)	
工事名 (兼務を認める工事)	
工事名 (兼務を認める工事)	

2 条件

- (1) 現場代理人は、対象工事のいずれかに常駐するものとする。
- (2) 現場代理人は、発注者及び工事現場との連絡を確実に行うことができる体制をとらなければならない。
- (3) 現場代理人は、発注者が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応をしなければならない。

担 当 課 部門
電 話 0548-33-

様式 2 - 2

現場代理人の兼務非承認通知書

年 月 日

受注者 様

吉田町長 印

年 月 日付けで申請があった現場代理人の常駐義務緩和の取扱いについては、下記の理由により承認しません。

現場代理人名	
工事名 (施工中)	
工事名 (兼務を認めない工事)	
承認しない理由	
工事名 (兼務を認めない工事)	
承認しない理由	

担 当 課 部門
電 話 0548-33-

様式 3

現場代理人の兼務取消通知書

年 月 日

受注者 様

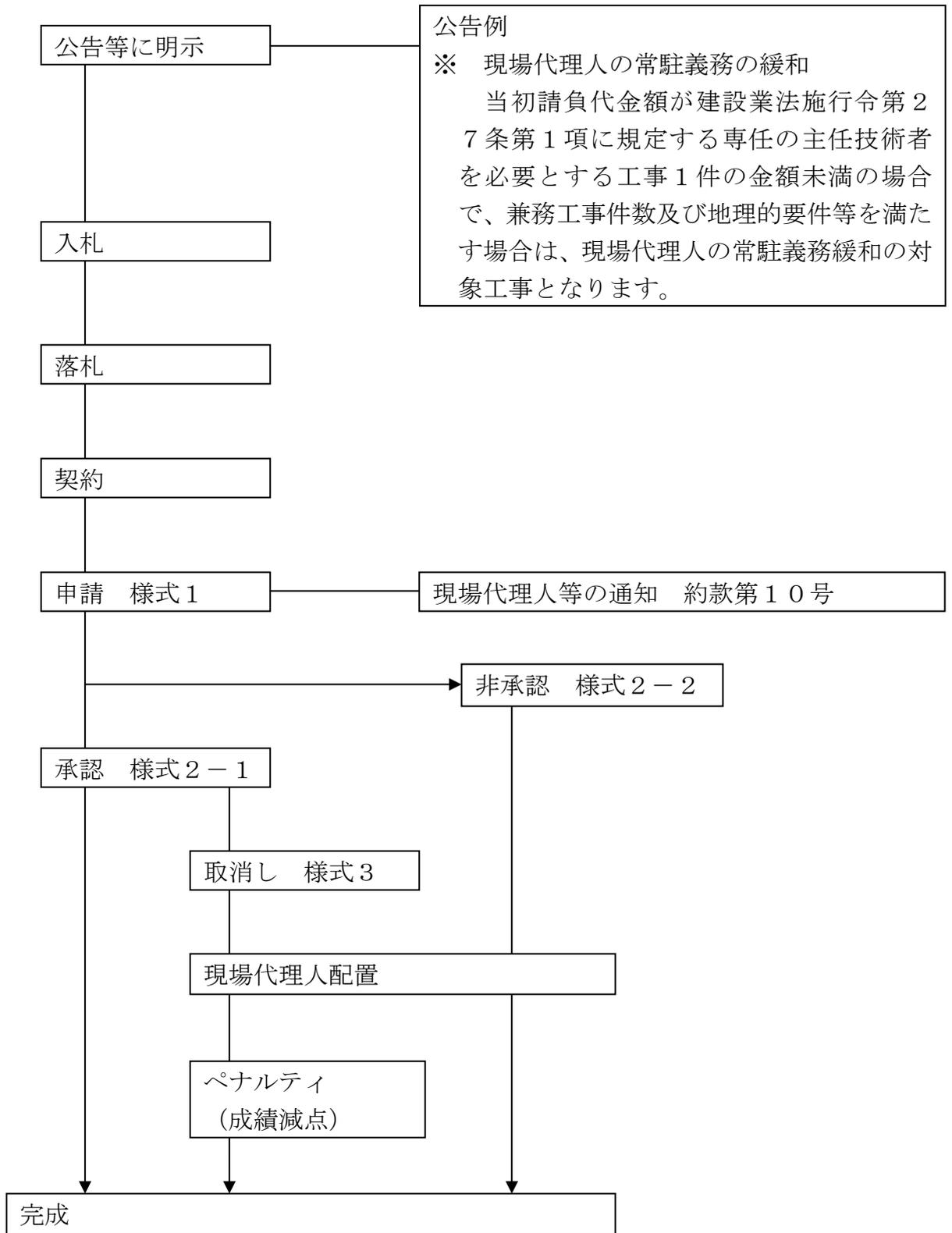
吉田町長 印

年 月 日付けで承認した現場代理人の常駐義務緩和の取扱いについては、下記の理由により取り消します。

現場代理人名	
工事名 (取り消す工事)	
取り消す理由	
工事名 (取り消す工事)	
取り消す理由	

担 当 課 部門
電 話 0548-33-

現場代理人常駐義務緩和フロー



入札公告（例）

下記の建設工事について、制限付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び吉田町財務規則（昭和50年吉田町規則第4号）第188条の規定に基づき公告します。

平成25年4月1日

吉田町長 田村典彦

記

1から13まで 略

14 落札者の決定方法

地方自治法第234条第3項及び地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。入札価格が調査基準価格を下回った場合には、低入札価格調査の結果、当該入札価格で契約内容に適合した履行が可能と判断された場合に当該入札者を落札者とする。

15 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 納付（契約金額の100分の10以上）。ただし、利付国債若しくは地方債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

16 契約書の作成

(1) 契約の締結に当たっては、仮契約書を作成しなければならない。

(2) 契約は、町議会の議決があったときに成立する。

17 支払条件

(1) 前払金

請負代金額の40パーセント以内の額

(2) 部分払

4回以内

18 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

19 現場代理人の常駐義務の緩和

当初請負代金額が建設業法施行令第27条第1項に規定する専任の主任技術者を必要とする工事1件の金額未満の場合で、兼務工事件数及び地理的要件等を満たす場合は、現場代理人の常駐義務緩和の対象工事となります。

20 その他

(1) 入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。

(2) 落札者は、別記様式第5号に記載した配置予定技術者を、当該工事の現場に専任で配置すること。

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、吉田町工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を行うことがある。

(5) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、入札執行担当課の行う調査に協力しなければならない。

(6) その他詳細不明の点については、2の担当へ照会すること。

様

榛原郡吉田町長



入 札 執 行 通 知 書

次の工事における抽選型指名競争入札の指名候補者抽選会の結果、貴方が指名候補者に決定されました。

つきましては、次のとおり入札参加者抽選会及び入札を執行しますので、必ず御出席ください。

なお、入札には、入札参加者抽選会において入札参加者とならない場合は参加できませんので、御了承ください。

工 事 名	年度 事業			入札番号	
工 事 箇 所	吉田町			工事	
工 期	着 手 完 成	年 月 日 年 月 日		入札執行者 吉 田 町 長	
予 定 価 格	円 (消費税込み)				
抽 選 日 時	年 月 日 () 午前・午後 時 分				
抽 選 場 所	吉田町役場 階				
入札執行日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分				
入札執行場所	吉田町役場 階				
入 札 保 証 金	免 除	契約書作成	要	最低制限価格	有 無
契 約 保 証 金	納付 (ただし、請負代金額が300万円未満の場合は免除)				
前 払 金	請負代金額 300万円以上・・・10分の4以内				
部 分 払	請負代金額 100万円以上2,000万円未満・・・・・・・・・・2回以内 請負代金額 2,000万円以上5,000万円未満・・・・・・・・・・3回以内				
工程表の提出	要 不要	工事工程月報の提出		要 不要	
現場代理人及び技術者の氏名の通知方法	書面 口頭				
そ の 他	(1) 契約保証金の納付方法を確定し、入札に参加すること。 (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (3) 当初請負代金額が建設業法施行令第27条第1項に規定する専任の主任技術者を必要とする工事1件の金額未満の場合で、兼務工事件数及び地理的要件等を満たす場合は、現場代理人の常駐義務緩和の対象工事となります。				

(注) この入札執行通知書は、入札参加者抽選会において入札参加者とならない場合は、取り消します。